

「避難で自殺」賠償確定へ原発訴訟、東電が控訴見送

福島民友新聞 9月6日(土)13時25分配信

東京電力福島第1原発事故で川俣町山木屋地区から避難し、2011（平成23）年7月に自殺した渡辺はま子さん＝当時（58）＝の遺族に対する賠償を東電に命じた福島地裁判決について、東電は5日、控訴しないことを決めたと遺族側に伝えた。控訴期限は9日。原発事故による自殺で東電に賠償請求した訴訟として初の判決が確定する。

東電は「判決内容を踏まえ、訴訟の早期解決を図るため判断した」とコメント。判決が認定した原発事故と自殺の因果関係や、結果の重大性を認め、受け入れを決めた。担当者が8日、夫の幹夫さん（64）に会い、謝罪するという。

幹夫さんは5日、いわき市で記者会見し「悩み、苦しみ、悲しみを分かってもらえた。だが、はま子は帰ってこない。それが一番悔しくてつらい」と話した。また「家に帰って、はま子の墓前に報告したい。『頑張ってきて良かったね』と言ってくれると思う」とも語った。

代理人の広田次男弁護士は「控訴断念に至ったのは判決を支持する世論の力が大きい。東電の企業責任を世間に示す例となり、今後の同様の判決に対し大きな意味を持つ」と強調した。

福島民友新聞

最終更新:9月6日(土)13時25分

福島民友